

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

同一労働同一賃金に関する重要な判例について



ハマキョウレックス最高裁判決

<事案の概要>

一般貨物自動車運送事業を営む会社の彦根支店において、配車ドライバーとして勤務する契約社員が、正社員との労働条件の相違は、公序良俗及び労働契約法20条に反して無効であるとして訴えた。

<最高裁判決>

住宅手当:○不合理でない

従業員の住宅に要する費用を補助する趣旨で支給されるもの。

契約社員は就業場所の変更が予定されていないのに対し、正社員は転居を伴う配置転換が予定されているため、契約社員と比較して住宅に要する費用が多額となり得る。

皆勤手当:×不合理である

運送業務を円滑に進めるため、トラック運転手を一定数確保する必要があり、皆勤を奨励する趣旨で支給されるもの。

契約社員と正社員の職務の内容は異なる。出勤する者を確保する必要性は、差異が生ずるものではない。

無事故手当:×不合理である

優良ドライバーの育成や安全な輸送による顧客の信頼を目的として支給されるもの。

契約社員と正社員の職務の内容は異なる。安全運転及び事故防止の必要性は、差異が生ずるものではない。

作業手当:×不合理である

特定の作業を行った対価として支給されるもの。契約社員と正社員の職務の内容は異なる。

給食手当:×不合理である

従業員の食事に係る補助として支給されるもの。勤務時間中に食事を取ることを要する労働者に対して支給することが趣旨。契約社員と正社員の職務の内容は異なる上、勤務形態に違いがあるなどといった事情はうかがわれない。

通勤手当:×不合理である

通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給されるもの。労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではない。

	正社員	契約社員	最高裁判決
基本給	月給制	時給制	—
無事故手当	1万円	なし	×不合理
作業手当	1万円	なし	×不合理
給食手当	3500円	なし	×不合理
住宅手当	2万円	なし	○不合理でない
皆勤手当	1万円	なし	×不合理
家族手当	あり	なし	—
通勤手当	上限2万円・5万円	上限3000円	×不合理
定期昇給	原則あり	原則なし	—
賞与	原則あり	原則なし	—
退職金	原則あり	原則なし	—



手当について
判断

最高裁では、各種手当に関して、個別の手当の趣旨に照らして判断された。



同一の地位は
棄却

一方、基本給・賞与・退職金・家族手当に関しては、判断なし。
契約社員に、正社員の就業規則を適用することはしなかった。
(契約社員と正社員は同じ地位にはあたらない)



社内規程の
ご確認

※就業規則は、正社員・契約社員で別のものを作成していますか?
※手当の趣旨・目的は、明確に就業規則に記載され、差異はありませんか?
※正社員登用制度は、就業規則に記載されていますか?(不合理性の判断に関わる)

【最高裁判所より】

働き方改革関連法案のうち、「同一労働同一賃金」は、2020年4月(中小企業は2021年4月)に施行されます。また、定年後再雇用の賃金格差が争われた「長澤運輸事件」の判例についても、今後概要をお伝えさせていただきます。